

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成 22 年
10月 5 日
(火曜日)

目 次

告示
道路の区域の変更(道路整備課).....
道路の供用の開始(道路整備課).....
公告
大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(二件)(商政課).....
周南都市計画公園の変更の案の縦覧(都市計画課).....



山口県告示第三百四十三号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。
その関係図面は、平成二十二年十月五日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十二年十月五日

山口県知事 二井 関 成

道路の種類 県道
路線名 北中山岩国線
道路の区域

区 間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
-----	-----	-----------------	------------------	-----

岩国市美和町上駄床字堂ヶ迫一九一の一地先から同市美和町上駄床 同字一八〇の三	新	旧	道路改良工事の完了による。
	最狭 一四・〇〇	最狭 五・八五	
	一一・三	二六・〇	

山口県告示第三百四十四号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十二年十月五日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十二年十月五日

山口県知事 二井 関 成

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
北中山岩国線	岩国市美和町上駄床字堂ヶ迫一九一の一地先から同市美和町上駄床 同字一八〇の三の地先まで	平成二十二年十月六日



(三三五) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十二年五月二十一日山口県公告(一六〇)に係る大規模小売店舗について次のとおり下松市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十二年十月五日から同年十一月五日までの間、山口県商工労働部商政課及び下松市経済部産業観光課において公衆の縦覧に供します。

平成二十二年十月五日

山口県知事 二井 関 成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 名称 アルク生野屋店
- 所在地 下松市大字生野屋五〇七の一

二 意見の概要
特に配慮を求める事項はない。

(三二六) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十二年五月二十一日山口県公告(一六一)に係る大規模小売店舗について次のとおり岩国市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十二年十月五日から同年十一月五日までの間、山口県商工労働部商政課及び岩国市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十二年十月五日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 フジグラン岩国
所在地 岩国市麻里布町二丁目七二の五
二 意見の概要
特に配慮を求める事項はない。

(三二七) 周南都市計画公園の変更の案の縦覧

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定により、周南都市計画公園を変更したので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該変更に係る周南都市計画公園の案を次のとおり縦覧に供します。

平成二十二年十月五日

山口県知事 二井 関 成

一 都市計画の種類及び名称
周南都市計画公園六・五・一光スポーツ公園
二 都市計画を変更する土地の区域
光市光井四丁目及び大字光井
三 変更の内容
区域の変更
四 都市計画の案の縦覧期間

五 平成二十二年十月五日から二週間
都市計画の案の縦覧場所
山口県土木建築部都市計画課及び光市建設部都市整備課

平成二十二年十月五日印刷
平成二十二年十月五日発行

発行人 山口県庁
山口県知事